

# 幕別町強靱化計画（素案）



令和7年 月

幕別町

## 【目 次】

### 第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 ..... 1
- 2 改定で踏まえるべき社会情勢の変化 ..... 1
- 3 計画の位置付け ..... 2
- 4 地域防災計画との関係 ..... 2
- 5 計画の推進期間 ..... 3

### 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 強靱化の目標 ..... 4
- 2 計画の対象とするリスク ..... 4

### 第2章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 ..... 7
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 ..... 7
- 3 評価の実施手順 ..... 8
- 4 評価結果のポイント ..... 9

### 第4章 強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラム策定の考え方 ..... 11
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 ..... 11
- 3 施策プログラム一覧 ..... 11
- 4 リスクシナリオ別の脆弱性評価・施策プログラム ..... 14

### 第5章 計画の進捗管理

- 1 施策毎の推進管理 ..... 42
- 2 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進 ..... 42

# 第1章 はじめに

## 1 計画の策定趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が顕在化し、首都直下地震や南海トラフ地震など、今後発生が予想される大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国では、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を施行し、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。その後、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映するため、平成 30 年 12 月及び令和 5 年 7 月に基本計画の見直しを行いました。

また、北海道では、高確率の発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪等の自然災害リスクに対する取組を進め、北海道における国土強靱化を図るための地域計画として、平成 27 年 3 月に「北海道強靱化計画」を策定し、令和 7 年 3 月には、これまでの取組の検証結果や、能登半島地震など近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の改定内容などを踏まえ、同計画を改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備してきました。

この間、幕別町においても、平成 28 年 8 月台風による豪雨災害、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震などの経験を踏まえ、「幕別町地域防災計画」の見直しを含め、防災・減災の取組を強化してきたところですが、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、強靱化を図ることは、今後の大規模自然災害に備え、町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国や北海道全体の強靱化にも資することから、国、北海道、民間事業者、町民が連携し、これまでの取組をさらに加速させる必要があります。

このような認識のもと、幕別町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 3 年 12 月に「幕別町強靱化計画」を策定しましたが、令和 7 年 12 月に推進期間が満了となることから、本計画を改定し、施策の充実・強化を図るものです。

## 2 改定で踏まえるべき社会情勢の変化

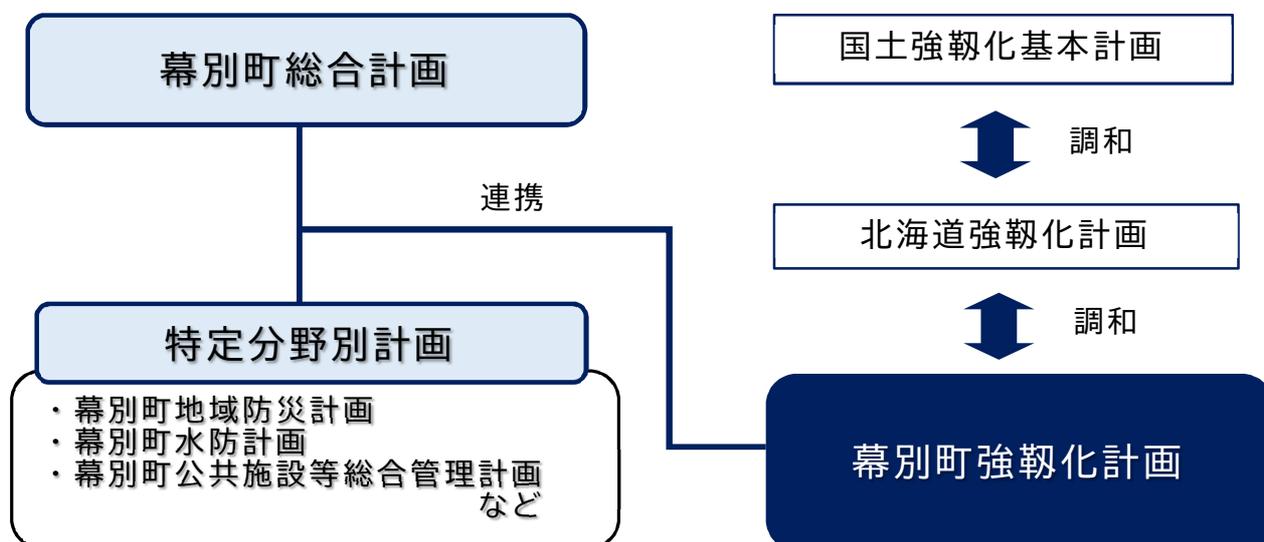
近年、気候変動等に伴い、本町においてもこれまでに経験したことのないような猛暑や大雪などが発生しており、町民の生活にも多大な影響を及ぼしています。また、令和 2 年 1 月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症が、瞬く間に世界的に流行したことは記憶に新しく、これまで想定していなかった新たな感染症など、あらゆる事象を想定しなければなりません。

一方で、デジタル技術等の進化により、地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化しており、これらの技術を活用した、防災・減災の取組をより効率的に進めることが重要となります。このような社会情勢の変化を踏まえて、計画を改定します。

### 3 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、地方公共団体における各分野の計画において、国土強靱化に関する施策の指針として位置付けられます。そのため、本町の総合計画や特定分野別計画と連携しながら、防災、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通など、国土強靱化に関連する施策を重点的かつ分野横断的に推進します。

また、国の基本計画や北海道強靱化計画との調和を図りながら、長期的な視点に立った一体的な推進を目指します。



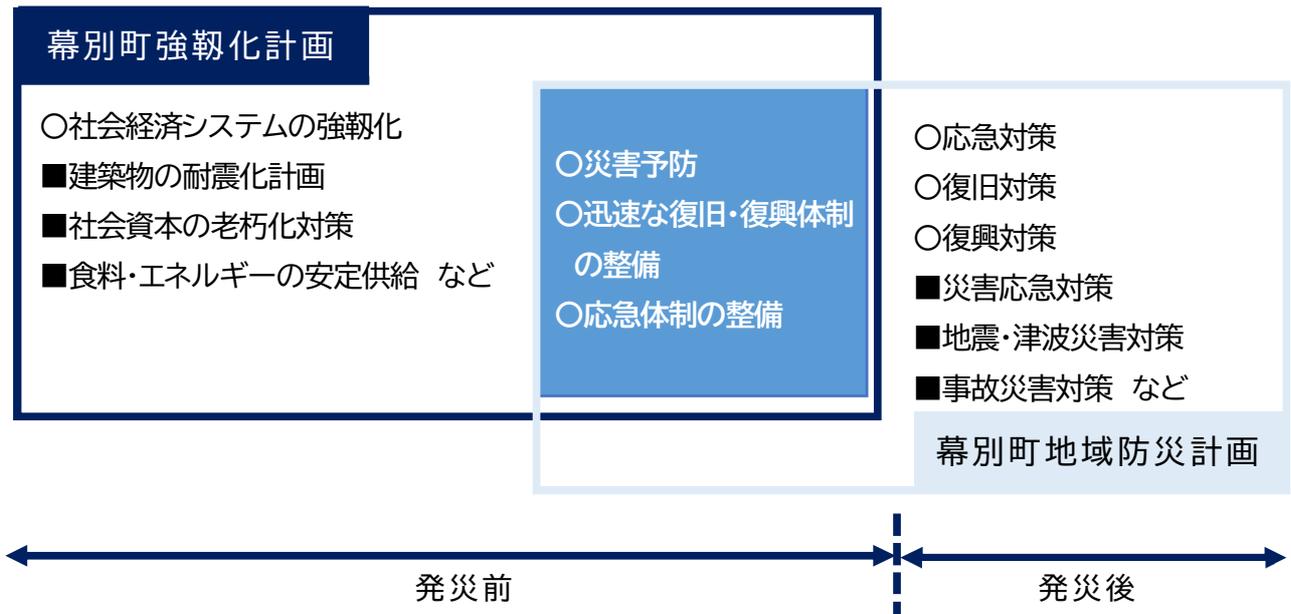
### 4 地域防災計画との関係

本計画は、大規模自然災害等に対する脆弱性や災害のリスクを特定し、最悪の事態を回避するため、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も踏まえたハード・ソフト両面の包括的な計画です。

一方、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震や洪水など災害の種類ごとに防災業務を定めるものであり、予防や発災後の応急対策、復旧などに重点を置いた計画です。

両計画は、災害の発生前後に応じた役割分担を担いながら、相互に補完し合う関係にあり、本町では、これらの計画を連携させ、強靱化の取組を着実に推進してまいります。

## 【強靱化計画と地域防災計画との役割分担イメージ】



## 5 計画の推進期間

本計画の推進期間は、社会情勢の変化や国・北海道の計画との調和を踏まえ、概ね5年（令和8年から令和12年まで）とします。

また、本計画は、本町の各分野別計画における強靱化施策の指針として位置付けられるため、関連する分野別計画の見直しや改定の際には、本計画との整合性を確保するよう、必要な検討を行ってまいります。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 強靱化の目標

幕別町の強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、地域資源を活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、災害対応にとどまらず、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野において、平時から機能強化を図ることで、人口減少や地域活性化といった政策課題にも対応し、持続的な成長につなげることが求められます。

こうした観点から、国や北海道、市町村、民間事業者が持つ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、強靱化の推進に当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標及び北海道強靱化計画に示された「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを幕別町独自の目標として設定し、関連施策の推進に努めます。

なお、強靱化の推進は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与するものであり、本町においても、SDGsの視点を踏まえた施策の推進に努めてまいります。

#### 幕別町強靱化の目標

- (1)大規模自然災害から町民の生命・財産と幕別町の社会経済システムを守る
- (2)幕別町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3)幕別町の持続的成長を促進する

### 2 計画の対象とするリスク

本計画の対象となるリスクは、自然災害に限らず、大規模事故なども含めた幅広い事象が想定されますが、北海道強靱化計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「大規模自然災害から町民の生命・財産と幕別町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外で発生する大規模自然災害についてもリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に示します。

## 2-1 幕別町(北海道)における主な自然災害リスク

### (1)地震・津波

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
  - ・ 十勝沖～択捉島沖における、30年以内にM8.8以上の地震発生確率は、7～40% (2024年 地震調査研究推進本部長期評価)
  - ・ 根室沖における、30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は、約80%(同上)
  - ・ 最大クラスの津波が発生した場合、沿岸最大水位は26.5mと想定
  - ・ 被害想定(2020年 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定)
    - 日本海溝モデル:全壊棟数 約13.4万棟、死者数 約14.9万人
    - 千島海溝モデル:全壊棟数 約5.1万棟、死者数 約10.6万人
- 十勝沖地震
  - ・ 30年以内のM8.0～8.6程度の地震発生確率は約10%
- 内陸型地震(十勝平野断層帯主部)
  - ・ 30年以内のM8.0以上の地震発生確率は約1%
- 太平洋沿岸における津波浸水想定(2021年7月 北海道防災会議)
  - ・ 幕別町の最大浸水想定面積:108ha
  - ・ 大樹町の最大津波高:12.6m～19.9m
  - ・ 大樹町の最大津波到達時間:35分～39分

### (2)豪雨・暴風雨・竜巻

- 台風・豪雨の傾向
  - ・ 過去30年間の台風接近数は、年平均1.9個(全国平均約11.7個)と比較的少ない
  - ・ 1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害が道内各地で発生
  - ・ 近年では集中豪雨による災害が頻発
- 2016年8月の台風被害(台風7号・9号・10号・11号)
  - ・ 全道各地で甚大な被害(死者4人・行方不明者2人)
  - ・ 住宅被害:全壊39棟、半壊113棟
  - ・ 幕別町でも床上浸水33棟、床下浸水18棟などの被害が確認された
- 将来の降雨の変化等に関する評価  
(2021年4月 気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)
  - ・ 気候変動シナリオ(2℃上昇時):北海道1.15倍、その他地域1.10倍
  - ・ 気候変動シナリオ(4℃上昇時):北海道1.40倍、その他地域1.10倍
- 竜巻の発生状況
  - ・ 1991年～2024年の間に、道内で51件の竜巻等突風が発生

- ・ 2006年、佐呂間町で発生した竜巻により死者数は9人

### (3)豪雪・暴風雪

- 豪雪・吹雪による影響
  - ・ 北海道は積雪寒冷地域であり、大雪・雪崩・吹雪による交通障害、家屋倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年の暴風雪被害
  - ・ 道東を中心に暴風雪が発生し、死者数は9人

## 2-2 北海道外における主な自然災害リスク

### (1)首都直下地震

- 発生確率
  - ・ M7クラスの地震が、30年以内に発生する確率は約70%
- 被害想定
  - ・ 死者数：約2.3万人
  - ・ 負傷者数：約12.3万人
  - ・ 避難者数：約720万人
  - ・ 建物全壊：約61万棟
  - ・ 経済被害：約95.3兆円
  - ・ 被害範囲：1都8県

### (2)南海トラフ地震

- 発生確率
  - ・ M8～9クラスの地震が、30年以内に発生する確率は約70～80%
- 被害想定
  - ・ 死者数：約23.1万人
  - ・ 負傷者数：約52.5万人
  - ・ 避難者数：約880万人
  - ・ 建物全壊：約209.4万棟
  - ・ 経済被害：約213.7兆円
  - ・ 被災範囲：40都府県（関東・北陸以西）

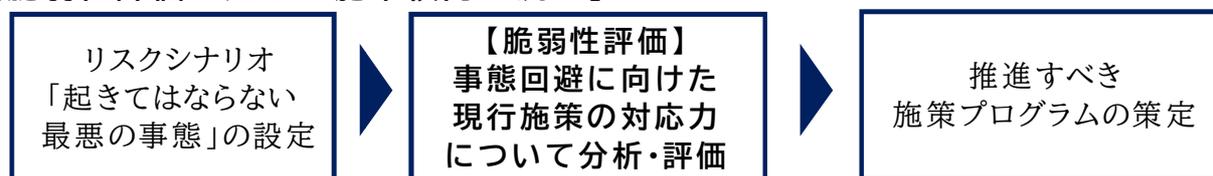
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策の策定及び効果的・効率的な推進に必要不可欠なプロセスであり、基本法第9条第5項においてもその重要性が明記されています。

また、国の基本計画及び北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されており、本町においても、本計画に掲げる指標や施策の進捗状況を点検し、必要な対応事項を明らかにするため、国が示す評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



### 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価を実施するに当たり、国の基本計画や北海道強靱化計画において設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、積雪寒冷など幕別町の地域特性や施策の重複を考慮した上で、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオを設定しました。

このリスクシナリオは、7つのカテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーに対応する形で21項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。これにより、脆弱性評価の対象を体系的かつ網羅的に捉え、施策の重点化と効果的な推進につなげることを目的としています。

## 【リスクシナリオ：21の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による死傷者の発生
		1-3 大規模津波による死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷や猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
		4-5 地域生活を支えるインフラの安全性・持続性の低下
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

設定した21項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題を整理し、事態の回避に向けた対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するために、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

## 4 評価結果のポイント

---

脆弱性評価の結果は第4章の「強靱化のための施策プログラム」において詳細に示していますが、ここでは、7つのカテゴリーごとに整理した評価結果の要点を以下に示します。

### (1) 「人命の保護」に関する事項

- ① 公共施設をはじめとする建築物等については、今後老朽施設の増加が見込まれることから、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に進める必要がある。
- ② ハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策については、国や北海道など関係機関と連携し、対応の強化を図る必要がある。また、厳冬期における災害対応についても、所要の対策を講じることが求められる。
- ③ 災害時の避難誘導など、的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や、住民等への情報伝達体制の強化が必要である。
- ④ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導体制の整備など、きめ細やかな防災対策を講じる必要がある。

### (2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ① 被災地への救助・救援活動、医療支援、物資供給などの災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間事業者等との協力体制が進んでいるが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。
- ② 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、引き続き、地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

### (3) 「行政機能の確保」に関する事項

- ① 大規模災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ② 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向けて、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。
- ③ 地域に必要なインフラの機能や性能を今後も維持するためには、既存の行政区域にとらわれない広域的な観点から、複数・多分野のインフラを群として捉え、官民連携やデジタル技術の活用により、メンテナンスを効率的かつ効果的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の取組を推進する必要がある。

### (4) 「ライフラインの確保」に関する事項

- ① 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国・北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力の更なる強化に向けて、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。

- ② 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等については、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。

#### **(5) 「経済活動の機能維持」に関する事項**

- ① 首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることを踏まえ、これまで進めてきた企業立地等を促進する必要がある。
- ② 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業に対して、体制整備の促進を図る必要がある。

#### **(6) 「二次災害の抑制」に関する事項**

- ① 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

#### **(7) 「迅速な復旧・復興等」に関する事項**

- ① 災害の迅速な復旧・復興に向けて、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ② 復旧・復興をはじめとする災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保に向けた取組を推進する必要がある。

## 第4章 強靱化のための施策プログラム

### 1 施策プログラム策定の考え方

---

第3章で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を体系的に整理した「強靱化のための施策プログラム」を策定します。

本プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず、国、北海道、民間事業者など各主体が適切な役割分担と連携のもとで実施するものです。

施策の実施に当たっては、施設の整備や耐震化、代替施設の確保などの「ハード対策」と情報提供、防災訓練、防災教育などの「ソフト対策」を組み合わせ、各リスクシナリオに対応した施策を体系的に整理しています。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策の進捗状況や実績を把握するため、可能な限り数値指標を設定します。

ただし、本計画に掲載する目標値は、施策推進のための財源措置が担保されておらず、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる関係者が共有する「努力目標」として位置付けます。

### 3 施策プログラム一覧

---

脆弱性評価において設定した21項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態の回避に向けた具体的な施策を整理します。なお、複数のリスクシナリオに関連する施策については、最も関係の深い項目に集約して記載し、重複掲載は行いません。

## 【強靱化のための施策プログラム】

### 1 人命の保護

1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
1-1-1	住宅、建築物等の耐震化
1-1-2	建築物等の老朽化対策
1-1-3	避難場所及び避難所の指定・整備・普及啓発
1-1-4	緊急輸送道路等の整備
1-1-5	防火対策・火災予防
1-2	土砂災害による死傷者の発生
1-2-1	警戒避難体制の整備（土砂災害）
1-3	大規模津波による死傷者の発生
1-3-1	警戒避難体制の整備（津波災害）
1-4	突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水
1-4-1	洪水ハザードマップの作成
1-4-2	河川改修等の治水対策
1-5	暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-5-1	暴風雪時における道路管理体制の強化
1-5-2	除排雪体制の確保
1-6	積雪寒冷や猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
1-6-1	積雪寒冷や猛暑を想定した避難所等の対策
1-7	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
1-7-1	関係機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化
1-7-2	住民等への情報伝達体制の強化
1-7-3	外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策
1-7-4	防災教育の推進

### 2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
2-1-1	支援物資の供給等に係る連携体制の整備
2-1-2	非常用物資の備蓄促進
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
2-2-1	防災訓練等による救助・救急体制の強化
2-2-2	自衛隊体制の維持・拡充
2-2-3	救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
2-3-1	防疫対策
2-3-2	避難所等の生活環境の改善、健康への配慮
2-3-3	災害時における福祉的支援

### 3 行政機能の確保

3-1	町内外における行政機能の大幅な低下
3-1-1	災害対策本部機能等の強化
3-1-2	業務継続体制の整備

<b>4 ライフラインの確保</b>	
4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大
	4-1-2 避難所等への石油燃料供給の確保
4-2	食料の安定供給の停滞
	4-2-1 食料生産基盤の整備
	4-2-2 道産食料品の販路拡大
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-3-1 水道施設等の防災対策
	4-3-2 下水道施設等の防災対策
4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
	4-4-1 道路施設の防災対策
	4-4-2 鉄道の機能維持・強化
4-5	地域生活を支えるインフラの安全性・持続性の低下
	4-5-1 地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進
<b>5 経済活動の機能維持</b>	
5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進
	5-1-2 企業の業務継続体制の強化
	5-1-3 被災企業等への金融支援
5-2	町内外における物流機能等の大幅な低下
	5-2-1 陸路における流通拠点の機能強化
<b>6 二次災害の抑制</b>	
6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	6-1-1 森林の整備・保全
	6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理
<b>7 迅速な復旧・復興等</b>	
7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-1-1 災害廃棄物処理体制の整備
	7-1-2 地籍調査の実施
	7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保
7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

## 4 リスクシナリオ別の脆弱性評価・施策プログラム

### カテゴリー1 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### 1-1-1 住宅、建築物等の耐震化

###### 脆弱性評価

- ▶ 住宅・建築物の耐震化については、耐震改修促進法の改正により、一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなどを踏まえ、国の支援制度を有効に活用しながら、耐震化の促進を図る必要がある。
- ▶ 町有建築物については、不特定多数の利用が見込まれる施設や、災害時に避難所として活用される施設の耐震化を計画的に進めることが求められる。

###### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 北海道耐震改修促進計画及び幕別町耐震改修促進計画に定められた耐震化目標の達成に向けて、関係機関が連携し、住宅・建築物の耐震化を促進する。
- ▶ 災害時に機能の確保が求められる集会施設や消防施設、避難所として位置付けられている町有施設については、利用状況や防災上の重要性を踏まえ、耐震化を推進する。

###### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
多数利用建築物の耐震化率	100%(R3)	現状を維持する	都市計画課
住宅の耐震化率	88.0%(R3)	95%	都市計画課
幕別町耐震改修促進計画	策定済(R4改定)	必要に応じて改定する	都市計画課

##### 1-1-2 建築物等の老朽化対策

###### 脆弱性評価

- ▶ 公共施設の老朽化対策については、維持管理や保守、更新などの取組が進められているものの、今後更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、幕別町公共施設等総合管理計画及び各施設管理者が策定する個別施設計画に基づき、適切な維持管理と更新を計画的に実施する必要がある。
- ▶ 民間建築物においては、空き家の増加や老朽化が進行しており、適正管理の促進や所有者への意識啓発、相談体制の整備が求められるとともに、除却支援や利活用策の推進により、安全性の確保と地域資源の有効活用を図る必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 公共施設については、幕別町公共施設等総合管理計画や幕別町公営住宅等長寿命化計画などの個別施設計画に基づき、計画的な維持管理及び施設の更新を推進する。
- ▶ 民間建築物については、国の支援制度の活用を含め、既存建築物の不燃化や空き家の有効活用を促進し、老朽化への対応力を強化する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
公共施設等総合管理計画	策定済(R3改訂)	必要に応じて改定する	総務課
個別施設計画	策定済:11施設分類 未策定:7施設分類	取組を推進する	総務課

### 1-1-3 避難場所及び避難所の指定・整備・普及啓発

#### 脆弱性評価

- ▶ 指定緊急避難場所及び指定避難所については、災害の種別や避難機関に応じた適切な避難体制の確保が求められている。
- ▶ 避難所の整備を進めるとともに、住民の避難行動に対する理解を深めるための普及啓発が必要である。
- ▶ 高齢者や障がい者などの要配慮者の安全確保に向けては、社会福祉法人等との連携のもと、福祉避難所の開設状況や避難方法に関する情報を的確に伝達できる体制の構築が求められる。
- ▶ 福祉避難所の対象者や位置づけに関する住民への周知も重要な課題である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保に向けて、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。
- ▶ ホームページや出前講座等を活用し、自主防災組織等による住民主体の避難所運営体制の構築を支援する。
- ▶ 高齢者や障がい者などの要配慮者の安全確保に向けて、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の周知を図る。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
緊急避難場所の指定	70施設(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
指定避難場所の指定	35施設(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
福祉避難所の指定	13施設(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
避難所運営マニュアル	作成済(H27)	必要に応じて改定する	防災環境課

## 1-1-4 緊急輸送道路等の整備

### 脆弱性評価

- ▶ 災害時における救急・救援活動や円滑な避難を確保するためには、緊急輸送道路や避難路の整備が不可欠である。
- ▶ 国や北海道との連携のもと、地域の実情に応じた路線の選定と整備を計画的に進める必要がある。特に、災害時に孤立する可能性のある地域や、医療・福祉施設へのアクセス確保が求められる路線については、優先的な対応が求められる。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 救急・救援活動及び住民の安全な避難を確保するため、緊急輸送道路や避難路の整備を計画的に推進する。
- ▶ 国や北海道との連携を図りながら、災害時の交通確保に資する路線の選定と整備を進め、地域の防災力向上を図る。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
緊急輸送道路の指定	66 路線/175km(R2)	必要に応じて改定する	土木課

## 1-1-5 防火対策・火災予防

### 脆弱性評価

- ▶ 火災による人的・物的被害を未然防止し、被害の低減を図るためには、関係機関が連携した防火対策の強化が不可欠である。特に、火災予防に関する啓発活動の充実、防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保など、地域の実情に応じた多面的な取組を推進する必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器の設置促進を通じて、防火対策の強化を図る。
- ▶ 火災予防運動や広報活動などを活用し、住民への啓発を継続的に実施し、火災予防意識の向上と地域全体の防災力を強化する。

## 1-2 土砂災害による死傷者の発生

### 1-2-1 警戒避難体制の整備（土砂災害）

#### 脆弱性評価

- ▶ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域においては、関係機関との連携のもと、土砂災害対策を計画的に実施する必要がある。
- ▶ 警戒区域、避難所、避難経路等の情報が住民へ行き届くよう、土砂災害に対する警戒避難体制の整備と情報伝達体制の強化が求められている。

#### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 土砂災害警戒区域及びその他の危険箇所の住民等に対し、土砂災害ハザードマップの作成・配布による周知徹底を図り、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- ▶ 関係機関との連携を強化し、危険箇所における施設整備や情報提供、避難誘導体制の構築等を総合的に推進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
土砂災害警戒区域等の指定	52箇所(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
土砂災害危険箇所マップの作成・公表	作成済(R2)	必要に応じて改定する	防災環境課

## 1-3 大規模津波による死傷者の発生

### 1-3-1 警戒避難体制の整備（津波災害）

#### 脆弱性評価

- ▶ 令和3年に北海道が公表した太平洋沿岸の津波浸水想定及び被害想定を踏まえ、ハザードマップや避難計画の見直しを進めているが、避難訓練等を通じて課題を継続的に把握し、避難体制の適切な更新を図る必要がある。
- ▶ 現在指定している緊急避難場所や避難所については、災害種別や避難期間に応じた体制の構築や住民への周知を一層強化する必要がある。
- ▶ 高齢者、障がい者などの要配慮者の安全確保に向けては、福祉避難所の指定とその周知体制の充実が重要な課題となっている。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定に対応し、現行のハザードマップや避難計画を更新する。
- ▶ 避難体制の実効性を高めるため、住民への周知の徹底を図るとともに、防災訓練等を継続的に実施し、避難行動の定着と課題の抽出を進める。
- ▶ 要配慮者の安全確保に向けて、福祉避難所の指定内容や利用方法について、住民への周知を強化し、関係機関との連携による体制整備を推進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
津波ハザードマップの作成	作成済(R3)	必要に応じて改定する	防災環境課

## 1-4 突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水

### 1-4-1 洪水ハザードマップの作成

#### 脆弱性評価

- ▶ 国及び北海道による洪水浸水想定区域図の見直しなど、災害リスクに関する情報は随時更新されることから、洪水ハザードマップの見直しを適宜実施する必要がある。
- ▶ 水害時の避難判断や避難体制の構築に資するよう、ハザードマップを活用した防災訓練の実施や、タイムラインによる情報発信体制の強化が求められている。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 河川整備の進捗や浸水想定の見直しに応じて、洪水ハザードマップを適時更新し、地域の実情に即した避難情報の提供を図る。
- ▶ ハザードマップを活用した防災訓練を実施し、住民の避難行動力の向上を促進する。
- ▶ 水害対応タイムライン等を活用し、災害時における情報発信体制の強化と、住民への的確な周知を推進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
洪水ハザードマップの作成	作成済(R3)	必要に応じて改定する	防災環境課
避難確保計画の策定	41施設(R7)	地域防災計画で策定が必要とされた施設数	防災環境課

## 1-4-2 河川改修等の治水対策

### 脆弱性評価

- ▶ 国、北海道、市町村では、それぞれの管理河川において治水対策を実施してきたが、近年の浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川については、改修の優先度を高め、より効果的かつ効率的な整備を進める必要がある。
- ▶ 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に推進しているが、施設設置からの経過年数に伴い、老朽化が進行している施設が増加傾向にあることから、今後は、計画的な老朽化対策と施設の適切な維持管理を一層強化する必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 河川の掘削や築堤の整備など、浸水被害のリスクが高い地域を中心に、重点的な治水対策を推進する。
- ▶ 河川管理施設については、必要な治水機能を安定的に確保するため、施設の改良整備、老朽化対策、維持管理を計画的かつ適切に実施する。

## 1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

### 脆弱性評価

- ▶ 暴風雪時においては、交通途絶による人命への影響を最小限に抑えるため、迅速な除雪作業の実施と緊急車両や公共交通機関の通行を確保する道路網の維持が不可欠である。
- ▶ 立ち往生の発生及びその大規模化を防止するためには、通行止めなどの事前対応を含めた予防的措置が求められる。
- ▶ 通行止めによる混乱や立ち往生の発生を防ぐためには、最新の道路情報を遅滞なく、かつ、分かりやすく住民に発信する体制の整備が必要である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 暴風雪時における通行規制や道路状況等のリアルタイム情報について、関係機関が迅速に共有できる体制を構築し、住民への円滑な情報伝達を図る。
- ▶ 平時からの意識啓発を通じて、暴風雪時の適切な行動や交通規制への理解を促進し、混乱防止と安全確保につなげる。

## 1-5-2 除排雪体制の確保

### 脆弱性評価

- ▶ 各道路管理者においては、管理道路に対する除排雪事業を継続的に実施しており、豪雪時には情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な体制の確保に努めているが、除排雪機械の老朽化、雪堆積場の確保、オペレータの人材不足など、安定的な除排雪体制の維持に向けて複数の課題が顕在化しており、これらを踏まえた総合的な対策の検討と実施が求められている。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪時に備えて、道路管理者間の情報共有を強化し、除排雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など、相互支援体制を構築する。
- ▶ 被害の拡大を防止するため、緊急輸送道路や避難路の除雪を重点的に強化し、災害時の交通確保を図る。
- ▶ 将来にわたり安定的な運用に向けて、除排雪機械の計画的な更新及び増強を推進し、体制の持続性を確保する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
除雪路線距離数	651.8km(R3)	実情に応じて見直しを行う	土木課
除排雪作業車確保台数	72台(R3) (うち官貸車 17台)	現状を維持する	土木課

## 1-6 積雪寒冷や猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### 1-6-1 積雪寒冷や猛暑を想定した避難所等の対策

### 脆弱性評価

- ▶ 積雪や低温など、冬季特有の厳しい自然状況を踏まえ、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも利用可能なトイレなどの資機材については、民間事業者との連携を図りながら、避難所等における防寒対策を強化する必要がある。
- ▶ 熱中症アラートが発表されるような夏季の条件下での災害を想定し、避難所における冷房対策に努める必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時の避難所における防寒対策として、灯油ストーブ、ジェットヒーター、毛布等の資機材を計画的に備蓄するとともに、防災協定に基づく供給体制を確立し、迅速な対応を可能とする。
- ▶ 厳冬期に特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じて、住民の理解と行動力を高める普及啓発を推進する。
- ▶ 避難所における熱中症対策として、冷房設備の設置や冷房器具の備蓄を促進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
暖房機器等の備蓄	ポータブルストーブ(67台) ジェットヒーター(18台) 発電機(54台) 毛布(3,583枚) 防寒シート(382枚)	防災備蓄計画上の備蓄数 (併せて、備蓄品の種類を見直す)	防災環境課
防災備蓄計画	作成済	必要に応じて改定する	防災環境課

## 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 1-7-1 関係機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

#### 脆弱性評価

- ▶ 北海道では、地域防災情報共有推進会議や北海道大規模災害対応連絡会などを通じて、関係機関間の防災情報の共有化が進められているが、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動の実現に向けて、連絡体制の強化が求められる。
- ▶ 監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報などをリアルタイムで共有する各種システムが運用されているが、関係機関との連携のもと、効率的かつ計画的な整備を進める必要がある。
- ▶ 防災気象情報や避難情報などの災害情報については、北海道防災情報システムとLアラートの連動により、北海道及び市町村と情報共有が図られているが、より迅速かつ確実な情報伝達を実現するためには、災害通信連絡訓練等を通じた操作の習熟や体制の検証が必要である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 北海道防災情報システムの効果的な運用を推進し、関係機関間の情報共有と住民への迅速な情報提供を図る。
- ▶ 災害対策本部への現地情報連絡員(リエゾン)の派遣など、連絡体制の強化を進める。
- ▶ 防災情報共有システムの運用効果を高めるため、老朽化した機器の更新や未整備箇所への観測機器の整備を計画的に実施する。
- ▶ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、北海道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの更新を進めるとともに、停電時を想定した通信対策を講じる。

## 1-7-2 住民等への情報伝達体制の強化

### 脆弱性評価

- ▶ 災害時における住民の安否情報の収集・提供を図るためには、町内会や自主防災組織など地域住民が連携し、避難行動要支援者名簿の活用や、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を通じて、安否情報の収集・提供体制を効果的に構築する必要がある。
- ▶ 各種災害に係る避難行動については、避難指示等の発令に伴う行動の理解促進が求められる。
- ▶ 災害情報の伝達手段としては、市町村防災行政無線のデジタル化や、防災に資する公衆無線LANの整備が重要であり、北海道防災情報システムとLアラートの連携強化、職員の操作力向上も含めた体制整備が必要である。
- ▶ 避難勧告等の情報伝達においては、予期せぬ通信障害等を想定し、多様な手段による情報伝達体制の構築が求められる。
- ▶ デマや根拠のない情報によつての住民の不安を防止するため、関係機関及び報道機関との連携を強化し、迅速かつ正確な情報発信体制の整備が必要である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 各種災害に係る避難指示等の発令に伴う避難行動について、ホームページ、広報紙、出前講座等を活用し、住民への周知を図る。
- ▶ 防災行政無線、防災情報メール、LINE等による災害情報の伝達に加え、公衆無線LANの整備、Lアラートを活用したマスメディアによる情報提供、防災行政無線未整備区域における新たな情報伝達手段の整備など、多様な手段による情報伝達体制の強化を推進する。
- ▶ デマや根拠のない情報の流布を防止するため、災害対策本部等において関係機関及び報道機関との連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
防災行政無線配布率	78.4%(R7)	82%	防災環境課
防災情報メール登録者数	1,751人(R7)	1,800人	防災環境課

### 1-7-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

#### 脆弱性評価（詳細）

- ▶ 災害発生時において、外国人住民や観光客の安全を確保するためには、迅速かつ正確な情報提供と避難誘導が不可欠であり、多言語による災害情報の発信や受入体制の整備が求められる。特に、観光地における英語表記やピクトグラムによる案内標識の整備は、災害時の移動の利便性を確保する上で重要である。
- ▶ 高齢者や障がい者、要介護者など、災害時に支援を要する住民に対しては、町内会や自主防災組織など地域住民との連携を図り、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備が必要である。

#### 施策プログラム

- ▶ 外国人住民や観光客に対する災害情報の伝達体制を強化し、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策を強化し、災害時の安全確保を図る。
- ▶ 観光地における案内表示等の多言語化を促進し、災害時を含めた移動の利便性を向上させる。
- ▶ 高齢者や障がい者、要介護者など、支援が必要な住民に対しては、町内会長、民生委員、ケアマネージャー等の支援関係者との連携により、避難誘導・支援に関する具体的な計画を策定し、体制整備を推進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	作成済	毎月更新する	防災環境課
避難行動要支援者個別計画の策定	策定中	優先順位を付けて策定を進める	防災環境課

### 1-7-4 防災教育の推進

#### 脆弱性評価

- ▶ 地域防災力の向上に向けては、自主防災組織の組織率向上や人材育成が重要であり、北海道が導入している「地域防災マスター制度」などの活用が効果的である。
- ▶ 学校教育においては、防災啓発資料の配付や「1日防災学校」の開催などを通じて、児童生徒及び学校関係者の防災意識の向上を図る必要がある。
- ▶ 退職自衛官である防災マネージャーの活用により、自衛隊をはじめとする防災関係機関や自主防災組織との連携を強化し、地域における防災体制の充実を図る必要がある。

## 施策プログラム（詳細）

- ▶ 防災マネージャーを中心に、自主防災組織の組織化支援や出前講座を開催し、防災士や北海道地域防災マスターなどの実践的リーダーと連携しながら、地域防災力の強化を推進する。
- ▶ 防災教育の推進に向けて、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を展開する。
- ▶ 学校における防災教育として、教育関係者や児童・生徒への防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型学習の導入など、実効性の高い教育活動を推進する。

### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
1日防災学校の実施	小中学校 2校を除き 実施済み	年間 2校	防災環境課
自主防災組織率	45.1%(R7)	50%	防災環境課

## カテゴリー 2 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

##### 脆弱性評価

- ▶ 幕別町地域防災計画に基づき、物資供給、医療、救助・救援、帰宅支援などの災害時応急対策に関して、北海道、市町村、民間事業者等との間で応援協定が締結されているが、これらの協定が災害時に円滑かつ効果的に機能するためには、対象業務の拡大や定期的な内容の見直しとともに、協定締結機関や住民が参加する防災訓練など、平時からの実践的な活動を活発化させることが求められる。
- ▶ 道路損壊や信号機の滅灯などにより、人命救助や緊急物資輸送に支障を来す可能性があるため、優先して復旧すべき路線について関係機関間で協議し、通行確保を図る必要がある。
- ▶ 北海道災害ボランティアセンターなどの関係機関と連携し、ボランティアの受入体制整備や支援活動の調整を担う人材を育成するとともに、災害対策本部、ボランティア関係者、関係機関間での情報共有体制の構築が必要である。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 支援物資供給、医療、救助、帰宅困難など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、北海道、市町村、民間事業者等との応援協定に基づく防災訓練等の平時活動を促進し、協定の実効性を確保し、併せて、対象業務の拡充や内容の見直しを適宜実施する。
- ▶ 緊急輸送の確保に向けて、関係機関間と連携し、災害時の交通確保に資する路線の選定と整備を推進する。
- ▶ 被災地支援活動の充実に向けて、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制を整備し、防災分野における専門的な人材の育成を推進する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
防災関係の協定締結件数	66件(R7)	必要に応じて締結する	防災環境課

## 2-1-2 非常用物資の備蓄促進

### 脆弱性評価

- ▶ 災害時における物資供給体制に向けては、「幕別町防災備蓄計画」を適宜見直し、非常用物資の備蓄体制を計画的かつ継続的に整備する必要がある。特に、避難所等への事前配備を含め、備蓄品の種類、数量、配置の適正化が求められる。
- ▶ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応を踏まえ、最低3日分、可能であれば1週間分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を確保することが重要であることから、自発的な備蓄を促進するため、住民や事業者への啓発活動を強化し、備蓄の必要性と方法についての理解を深める取組が必要である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 「幕別町防災備蓄計画」を随時見直し、非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備を実施し、備蓄品の適正配置を図る。
- ▶ 家庭や企業等における自発的な備蓄の促進に向けて、防災のしおり、ホームページ、広報紙、出前講座等を活用した啓発活動を強化し、備蓄の重要性と具体的な方法について周知を図る。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
備蓄食料の確保状況	アルファ米(12,400食) 備蓄用パン(6,200食) 飲料水 500ml(6,000本) ミルク(8,510g) ※液体ミルクは粉に換算した 数値	防災備蓄計画上の備蓄数 (併せて、備蓄品の種類を 見直す)	防災環境課
防災備蓄計画の策定 (再掲)	作成済	必要に応じて改定する	防災環境課

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

### 脆弱性評価

- ▶ 道内の防災関係機関で構成される北海道防災会議を中心に、「幕別町地域防災計画」の推進や防災総合訓練を通じて、消防、警察、自衛隊等の関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高める必要がある。
- ▶ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊等による多様な形態・規模の訓練を通じて得られた課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を進めることで、災害時の救助・救急体制の実効性を確保することが求められる。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ、各種防災訓練を通じて、消防、警察、自衛隊等の官民防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応力の向上を図る。
- ▶ 消防職員の災害対応力向上に向けて、必要な資格取得や各種研修の受講等、計画的な人材育成を推進する。
- ▶ 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団活動への理解促進を目的とした広報活動を展開し、地域の担い手確保を図る。

## 2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充

### 脆弱性評価

- ▶ 東日本大震災では、陸上自衛隊北部方面隊から最大 13,000 人が被災地に派遣されるなど、被災地支援において重要な役割を果たしたところだが、今後、道内外における大規模自然災害時への備えとしては、本道の自衛隊が担うべき役割や、訓練環境に優れた地理的特性を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保を含めた自衛隊体制の維持・拡充が必要である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 大規模自然災害時において救助・救援活動の中核を担う自衛隊の役割を踏まえ、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向けて、北海道及び市町村等の関係機関が連携した取組を推進する。

## 2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

### 脆弱性評価

- ▶ 消防機関の災害対応能力を強化するためには、災害用資機材の新規購入及び整備を図る必要がある。
- ▶ 消防団においても、地域の実情に応じた資機材の計画的な整備が求められる。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 防災関係機関の災害対応能力の強化に向けて、消防救急無線の更新、警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプターへの映像伝送システムの搭載など、情報基盤の整備を推進する。
- ▶ 消防機関や消防団における災害用資機材等の更新・配備については、計画的かつ継続的に実施し、現場対応力の向上を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
消防救急デジタル無線化の整備	整備済(H27) 機器部分更新済 (R4)	計画的な更新を行う	消防

## 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

### 2-3-1 防疫対策

#### 脆弱性評価

- ▶ 感染症のまん延防止に向けては、平時から国や北海道が策定する感染症対応マニュアル等を活用し、定期的な予防接種の実施や衛生啓発活動を推進することが重要である。
- ▶ 災害時には、避難所等における衛生環境が悪化しやすく、感染症の発生・拡大リスクが高まるため、簡易トイレや災害用トイレ袋等の備蓄を計画的に進める必要がある。

#### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における感染症の発生・拡大を防止するため、清掃や消毒等を迅速に実施できる体制を整備し、避難所等の衛生環境の維持を図る。
- ▶ 平時から定期的な予防接種の実施や手洗い等の衛生行動の習慣化を促進し、住民の感染症予防意識を高める。
- ▶ 避難場所における汚水対策やトイレ環境の整備に向けて、簡易トイレや災害用トイレ袋等の備蓄を計画的に推進し、衛生管理体制の強化を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
予防接種法に基づく予防接種(麻しん、風しんワクチン)の接種率	第1期 94.5%(R6) 第2期 88.6%(R6)	1期、2期ともに国の目標である95%以上を維持する。	保健課

### 2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

#### 脆弱性評価

- ▶ 避難所における良好な生活環境の確保に向けて、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドなどの生活環境改善に必要な備品の整備、トイレ環境の向上が求められる。
- ▶ 車中避難など避難所以外で避難する住民への対応についても、健康管理や情報提供の観点から検討を進める必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上などを通じて、避難所における生活環境の改善を図る。
- ▶ 要支援者に必要な段ボールベッドや福祉用具等の資機材については、防災協定に基づき、迅速かつ安定的な供給体制の構築を推進する。
- ▶ 車中避難者への対応についても、健康面への配慮や情報提供体制の整備を含め、必要な支援策の検討を進める。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害用トイレ備蓄数	ポータブルトイレ(47個) 自動ラップ式トイレ(6個)	防災備蓄計画上の備蓄数 (併せて、備蓄品の種類を見直す)	防災環境課
避難所運営マニュアル「感染症対策編」	策定済(R2)	必要に応じて改定する	防災環境課

### 2-3-3 災害時における福祉的支援

#### 脆弱性評価

- ▶ 災害発生時においては、障がい者や要介護者など、自力での避難が困難な方々への支援体制の整備が不可欠である。特に、避難先の確保と支援を担う人材の確保が課題となっており、社会福祉施設等の入所者に対する人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実が求められる。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者に対して、避難先の確保及び被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制を整備する。
- ▶ 避難生活の長期化に備え、スロープや多目的トイレ等を備えた福祉避難所の開設を推進し、協定先からの人員派遣を含めた支援体制の充実を図る。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結	4件(R7)	必要に応じて締結する	防災環境課
避難行動要支援者個別計画の策定 (再掲)	策定中	優先順位を付けて 策定を進める	防災環境課

## カテゴリー 3 行政機能の確保

### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

#### 3-1-1 災害対策本部機能等の強化

##### 脆弱性評価

- ▶ 災害発生時において行政機能を維持・強化するためには、災害対策本部の運用体制の検証と改善が重要であることから、防災訓練等を通じて、実施体制を定期的に確認し、必要に応じたフォローアップを行うことが求められる。
- ▶ 幕別町地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じて、災害対策本部の機能強化を図る必要がある。
- ▶ 地域の防災力及び水防力の維持・向上には、消防団活動への住民の理解と参加が重要であり、地域防災の担い手としての役割を認識することが求められる。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害対策本部に係る職員の参集、本部の設置、避難所の開設等の運用事項について、定期的な訓練を通じて、体制の検証と見直しを行い、必要な資機材の整備を計画的に推進する。
- ▶ 地域防災の中核的な存在である消防団について、消火、水防活動、避難誘導、災害防御等の役割を踏まえ、機能強化を図るとともに、住民の理解促進と参加を促す広報・啓発活動を実施する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
幕別町地域防災計画	作成済(R7改訂)	必要に応じて改定する	防災環境課
災害対策本部設置訓練の実施	1回(R7)	毎年1回実施	防災環境課
業務継続計画	策定済(R3)	必要に応じて改定する	総務課
町内の消防団員数	132人(R7)	170人(定員)	消防

#### 3-1-2 業務継続体制の整備

##### 脆弱性評価

- ▶ 災害時においても行政機能を維持し、応急体制業務を確実に遂行するためには、業務継続計画の継続的な改善が重要であり、業務遂行において重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続できるよう、重要システムのサーバーをデータセンターへ移設するなどの対策を計画的に推進する必要がある。
- ▶ IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画の策定と運用体制の整備が求められる。

## 施策プログラム（詳細）

- ▶ 組織改正や業務内容及び施設整備の変更に応じて、「幕別町災害時業務継続計画」の内容を適宜改定し、実効性の向上を図る。
- ▶ 訓練や検証を通じて業務継続体制の充実化を図り、災害時における行政機能の確保を推進する。
- ▶ 行政情報システムの機能維持に向けて、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を進め、災害対応力を強化する。
- ▶ 重要システムのサーバーをデータセンターへの移設するほか、具体的災害を想定した訓練の実施など、情報システムの安定運用に向けた取組を計画的に推進する。

### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
IT部門の業務継続計画（IT-BCP）	策定中	策定を進める	総務課
業務継続計画の策定（再掲）	策定済（R3）	必要に応じて改定する	総務課

## カテゴリー4 ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### 4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

##### 脆弱性評価

- ▶ 北海道には、再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、今後の導入拡大が期待されることから、町としても、災害時のエネルギー供給途絶に備え、地産地消の視点を踏まえた施策の推進により、持続可能かつ強靱なエネルギー供給体制の整備が求められる。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、地域資源を活用したエネルギー施策を総合的に推進する。
- ▶ 災害時のエネルギー供給途絶に備え、再生可能エネルギーの活用による分散型エネルギーシステムの整備を検討する。

#### 4-1-2 避難所等への石油燃料供給の確保

##### 脆弱性評価

- ▶ 災害時において避難所や救助・救急活動に必要な石油燃料を安定的に確保するため、石油販売業者との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」が実効性を持って機能するためには、平時からの情報共有や連携体制の強化を図り、協定内容の理解と運用体制の整備を推進する必要がある。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 石油供給関連事業者と国・北海道・市町村の間で締結されている協定に基づき、災害時に必要となる車両、施設、避難所等への石油燃料の安定供給を確保する。
- ▶ 協定締結機関間において、平時からの情報共有や連携体制の強化を図り、災害時の迅速な対応につなげる。
- ▶ 協定の実効性を高めるため、定期的な協議や訓練等を通じて、供給体制の検証と改善を継続的に実施する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結	1件(R7)	必要に応じて締結する	防災環境課

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### 4-2-1 食料生産基盤の整備

#### 脆弱性評価

- ▶ 北海道の農業は全国的にも高い食料供給力を有しており、大規模災害によってその生産基盤が損なわれた場合、北海道のみならず全国に深刻な影響を及ぼす可能性がある。
- ▶ 平時はもとより、道外での災害時にも安定的な食料供給を担う役割が求められており、町としても農地や農業水利施設等の耐震化や老朽化対策など、防災・減災の観点から生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- ▶ 厳しい経営環境の中で、担い手不足や労働力の確保が顕在化しており、災害時を含めて国全体の食料供給に貢献し続けるためには、経営安定対策や担い手の育成・確保など、持続可能な農業の推進が不可欠である。

#### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 全国の食料供給基地としての役割を果たすため、農地や農業水利施設等の耐震化を含む防災・減災対策を講じ、生産基盤の整備を計画的に推進する。
- ▶ 大規模災害時にも安定した食料供給を維持できるよう、平時から十分な生産量の確保に努め、経営安定対策や担い手確保対策など、農業の体質強化に向けた持続的な取組を推進する。
- ▶ 地域農業の持続的発展に向けて、関係機関との連携を図りながら、人材育成や技術支援、経営支援の充実を図る。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
農業算出額の北海道に占める割合※	2.24% (R5)	2.52% (R12)	農林課
認定農業者のうち法人経営体数	67 経営体 (R6)	70 経営体 (R12)	農林課

※市町村別農業産出額（推計）の北海道に占める幕別町の割合を算出（前年度数値）

### 4-2-2 道産食料品の販路拡大

#### 脆弱性評価

- ▶ 大規模災害時における食料の安定供給を確保するためには、平時から道産食料品の販路を積極的に開拓、拡大し、一定の生産量を安定的に維持する体制づくりが重要である。
- ▶ 農畜産物の高付加価値化やブランド化を通じた輸出拡大の取組や生産、加工、流通が一体となった地域産業の強化に向けた取組が必要である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 地場農畜産物のブランド化及び高付加価値化に向けた取組を推進し、農畜産物及び加工食品の販路拡大を図る。
- ▶ 生産、加工、流通が連携した体制を構築し、道産食料品の安定供給と地域産業の持続的発展を支える。

## 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

### 4-3-1 水道施設等の防災対策

#### 脆弱性評価

- ▶ 災害時においても安定した給水機能を確保するため、配水池や浄水施設などの水道施設に対して耐震化や老朽化対策を進めているが、今後更新期を迎える施設については、水需要の見通しを踏まえた計画的な更新と維持管理の強化が求められている。
- ▶ 地震等による水道施設の被災に備え、水道事業者が緊急時の給水拠点を確保できるよう、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

#### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 配水池や浄水場などの水道施設について、耐震化や基幹管路の多重化を推進するとともに、水需要の見通しを踏まえた施設の更新及び老朽化対策を計画的に実施する。
- ▶ 災害時の水道施設の機能不全に備え、給水訓練の実施などを通じて、応急給水体制の整備を推進し、迅速な対応力を強化する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
耐震性貯水槽整備率	100%(R2)	現状を維持する	水道課
上水道アセットマネジメント計画	策定済(R5)	必要に応じて改定する	水道課

### 4-3-2 下水道施設等の防災対策

#### 脆弱性評価

- ▶ 災害時においても、下水道が担う公衆衛生の確保、浸水防除、公共用水域の水質保全などの機能を安定的に維持するためには、「下水道ストックマネジメント計画」及び「下水道事業継続計画」に基づき、施設の耐震化や老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 「下水道ストックマネジメント計画」及び「下水道事業継続計画」に基づき、下水道施設の耐震化や長寿命化を図るため、老朽化対策を計画的に推進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
下水道ストックマネジメント計画	策定済(H30)	必要に応じて改定する	水道課
下水道事業継続計画	策定済(R3)	必要に応じて改定する	水道課

## 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

### 4-4-1 道路施設の防災対策

#### 脆弱性評価

- ▶ 災害時においても交通ネットワークの機能を維持するためには、橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、その他の道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を継続的に実施する必要がある。

#### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 各施設の長寿命化計画等に基づき、緊急輸送道路や避難路上に位置する橋梁への対策を優先対象として、補修・更新を計画的に実施する。
- ▶ その他の道路施設についても、老朽化の進行状況や利用実態を踏まえ、適切な維持管理を継続的に推進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
舗装個別施設計画	策定済(R2)	必要に応じて見直しを行う	土木課
橋梁長寿命化修繕計画	策定済(H25)	必要に応じて見直しを行う	土木課

### 4-4-2 鉄道の機能維持・強化

#### 脆弱性評価

- ▶ 災害発生時において、鉄道利用者の安全確保及び救援物資等の大量輸送を円滑に行うためには、鉄道事業者による駅舎や高架橋などの鉄道施設の耐災害性の向上が重要である。
- ▶ 北海道、市町村及び鉄道事業者の間で適切な役割分担を図りながら、持続可能な鉄道網の取組を検討する必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における鉄道利用者の安全確保及び支援物資等の輸送機能の維持に向けて、鉄道施設の耐久性・耐災害性の強化に関する取組を鉄道事業者と連携して促進する。
- ▶ 国、北海道、市町村及び鉄道事業者の間で適切な役割分担を図りながら、幹線鉄道の維持・確保に向けた必要な検討及び取組を推進する。

## 4-5 地域生活を支えるインフラの安全性・持続性の低下

### 4-5-1 地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進

#### 脆弱性評価

- ▶ 地域住民の生活を支えるインフラの機能・性能を今後も安定的に維持していくためには、従来の行政区域にとらわれない広域的な観点から、複数・多分野にまたがるインフラを「群」として捉え、官民連携やデジタル技術の活用を通じて、効率的かつ効果的なメンテナンス体制を構築することが求められる。

#### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施方針」に基づき、道路や公園等の公共施設について、包括的民間委託による業務プロセスの複合化を図り、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。
- ▶ 周辺市町及び民間インフラ事業者との連携を強化し、広域的かつ持続可能なインフラ管理体制を構築する。

## カテゴリー 5 経済活動の機能維持

### 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

##### 脆弱性評価

- ▶ 近年、首都圏等に集中する本社機能の地方移転や、サプライチェーンの多重化・分散化の動きが加速しており、災害時のリスク分散に向けた企業戦略が注目されていることから、本町の地理的・環境的な優位性を活かし、企業のニーズに応じた支援の検討を進め、企業立地の促進に向けた取組を強化する必要がある。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 経済活動におけるリスク分散及びサプライチェーンの複線化の視点から、本町への企業立地の促進に向けた支援策を検討する。
- ▶ 企業誘致に向けて、立地環境の情報発信や相談体制の整備を図り、企業の移転・分散ニーズに対応する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
工業団地空き区画数(未売却地)	8区画(R7)	6区画売却(R12)	商工観光課

#### 5-1-2 企業の業務継続体制の強化

##### 脆弱性評価

- ▶ 災害時においても企業活動を継続できる体制を構築するためには、中小企業における業務継続計画の策定が重要であることから、国が示す共通ガイドラインや業種・業態別の策定マニュアルの普及啓発を進めるとともに、計画の策定を希望する企業に対しては、実務的な支援を行う体制の整備が求められる。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関及び専門的知識を有する民間事業者との連携により、中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。
- ▶ 国のガイドラインや業種別マニュアルの活用を通じて、業務継続計画の普及・啓発を図り、企業の防災意識と対応力を高める。

## 5-1-3 被災企業等への金融支援

### 脆弱性評価

- ▶ 災害によって事業活動に深刻な影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定を図るためには、企業が迅速に支援を受けられるよう、国、北海道、市町村が実施する制度の内容を関係機関と共有し、制度の周知と運用体制の強化を図る必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害による経済環境の急変に対応するため、国や北海道が実施する金融支援制度の普及・啓発を推進し、被災企業が制度を円滑に活用できるよう支援体制を整備する。
- ▶ 本町が実施する融資制度については、災害時の状況に応じた柔軟な運用を図り、被災企業の事業継続と再建を支援する。
- ▶ 関係機関との情報共有を強化し、支援制度の実効性を高めるとともに、企業のニーズに応じた対応を迅速に行える体制を構築する。

## 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

### 5-2-1 陸路における流通拠点の機能強化

### 脆弱性評価

- ▶ 災害時において物資の円滑な輸送を確保するためには、陸路を担う流通拠点の機能維持が重要である。
- ▶ 特に、広大な土地を有する北海道では、代替拠点の確保が困難であることから、流通業務施設等の耐震化や防災機能の強化を計画的に推進する必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 陸路による物資輸送を要となる流通拠点について、耐震化や防災機能の強化を図り、災害時の機能維持を可能とする体制を整備する。
- ▶ 北海道の地理的特性を踏まえ、流通拠点の代替性が低いことを考慮し、施設の更新・補強を含めた機能強化を計画的に推進する。

## カテゴリー 6 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### 6-1-1 森林の整備・保全

##### 脆弱性評価

- ▶ 大規模災害による森林の荒廃は、国土の保全や強靱化に深刻な影響を及ぼす可能性があり、特に大雨や地震などによる土砂流出や表層崩壊などの山地災害を防止するためには、造林や間伐などの森林整備、林道等の路網整備を計画的に推進することで、災害に強い森林づくりを進める必要がある。
- ▶ 災害時においても森林の機能を維持するためには、エゾシカなどの野生鳥獣による被害を防止する対策が求められる。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 大雨や地震等の山地災害の防止に向けて、造林・間伐等の森林整備及び林道等の路網整備を計画的に推進する。
- ▶ エゾシカ等の野生鳥獣による森林被害の防止対策を強化し、自然と共存する多様な森林づくりを推進する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
町有林における人工林の面積	1,441.82ha(R5)	現状を維持する	農林課

#### 6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理

##### 脆弱性評価

- ▶ 農地は、保水機能や土壌流出の防止など、国土保全において重要や役割を果たしているが、これらの機能を持続的に発揮させるためには、地域コミュニティ等による農地及び農業水利施設等の適正な保全管理を継続的に実施する必要がある。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 農地が持つ保水効果や土壌流出防止機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	14 組織	現状を維持する	農林課

## カテゴリー7 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 7-1-1 災害廃棄物処理体制の整備

##### 脆弱性評価

- ▶ 早期の復旧・復興を妨げる要因となる大量の災害廃棄物を迅速に処理するためには、「災害廃棄物処理計画」の策定を進めるとともに、平時から処理体制の整備を図り、災害時に即応できる体制の構築が必要である。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を推進し、実効性のある処理体制を整備する。
- ▶ 平時からの訓練やシミュレーションを通じて、災害時の廃棄物処理能力の向上を図り、復旧・復興の迅速化に寄与する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害廃棄物処理計画	策定済(R6)	必要に応じて改定する	防災環境課

#### 7-1-2 地籍調査の実施

##### 脆弱性評価

- ▶ 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、平時から地籍調査を計画的に推進し、土地境界の把握を進めることが重要である。

##### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害発生後の迅速な復旧・復興を支えるため、土地境界の把握に必要な地籍調査を計画的かつ継続的に推進する。

##### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
地籍調査進捗率	42.9%(R2)	100%	土木課

## 7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

### 脆弱性評価

- ▶ 災害発生後、被災者が安心して生活を再建できるようにするためには、復旧、復興に必要な土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に進める体制の整備が求められる。
- ▶ 特に、国、北海道などの関係機関との連携を図りながら、職員の研修による能力向上や、他自治体からの応援職員受入体制の構築が重要である。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 被災者の住まいの迅速な確保及び生活再建を支えるため、復旧・復興に必要な土地の確保や住家の被害認定調査等の業務を円滑に実施できる体制の強化を推進する。
- ▶ 国・北海道・他自治体との連携を図り、応援職員の受入体制や職員研修を通じて、災害対応力の向上を図る。

## 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

### 脆弱性評価

- ▶ 災害時には行政職員等の人員が著しく不足する可能性があり、人命救助や障害物の除去、道路交通の確保などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、建設業との連携強化が重要である。
- ▶ 少子高齢化の進行により、建設分野における技術者不足が顕在化しており、災害対応力の低下が懸念されていることから、復旧・復興を担う人財の確保に向けて、建設業就業者や技能労働者の担い手育成・確保を推進する必要がある。

### 施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害発生時における人命救助、障害物除去、道路交通の確保等の応急対策を効果的に実施するため、専門技術を有し地域事情に精通する建設業者の活用を図り、行政機関との連携体制を強化する。
- ▶ 建設業分野における人材不足に対応するため、関係機関と連携し、建設就業者及び技能労働者の担い手確保に向けた取組を推進する。

#### 【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害における建設業者との協定の締結	締結済	必要に応じて締結する	防災環境課

## 第5章 計画の推進管理

### 1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を適切に実施することが必要です。

そのため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等の関係機関と連携を図りながら、個別施策の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進に努めます。

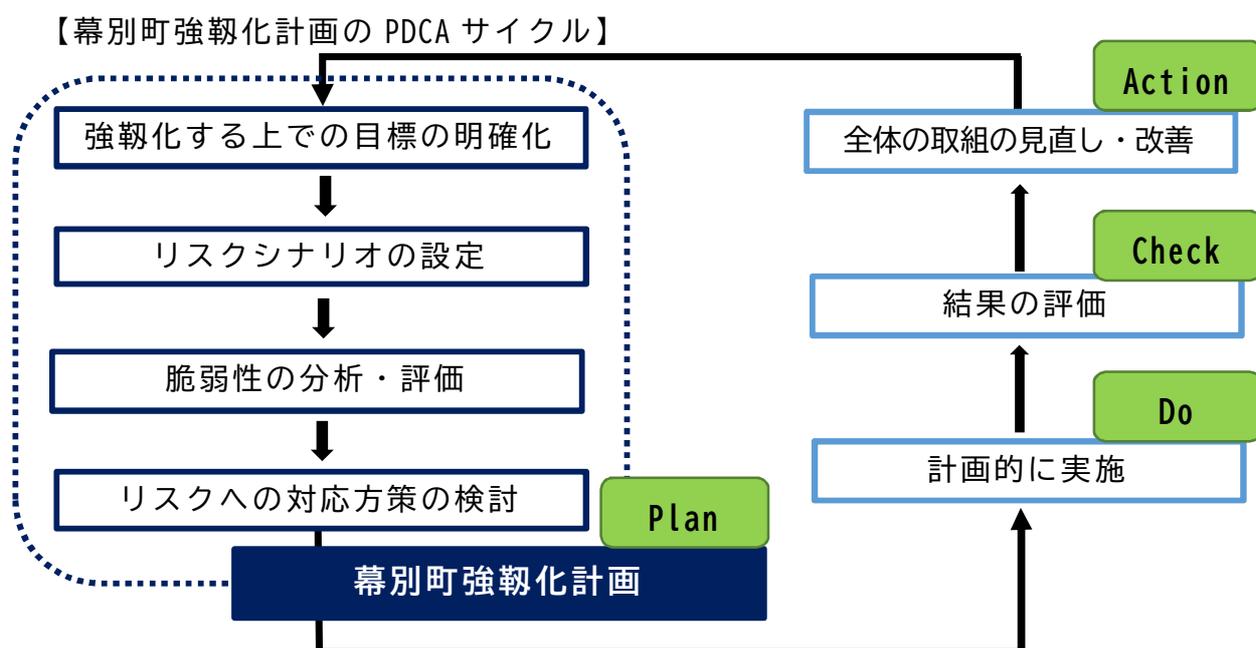
#### 【施策の推進管理に必要な事項】

- ・当該施策に関連する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の課題
- ・当該年度における予算措置の状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する要望
- ・指標の達成状況 など

### 2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行います。その結果をもとに、予算化や国・北海道への政策提案を行い、更なる施策の推進につなげていくというPDCAサイクルを構築します。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとします。





幕別町強靱化計画

令和7年 月策定

発行：北海道幕別町

編集：幕別町企画総務部政策推進課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

TEL:0155-54-6610

FAX:0155-54-3727